

平成 年度
第 号

印刷製本請負契約書

印刷製本請負契約書

収入
印紙

1. 印刷製本
ただし、別紙仕様書のとおり

2. 請負金額 金 円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円
(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の77
及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に8/108を乗じて得た額である。
ただし、() の部分は、契約者が、課税業者である場合にのみ使用する。

内 訳

品名	規格	単位	数量	単価	合価	摘要

3. 納入期限 平成 年 月 日

4. 納入場所

5. 契約保証金

上記印刷製本について、発注者 支出負担行為担当官 と、受注者
は、次の条件により請負契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、この契約締結後遅滞なく、仕様書に基づいて所要の印刷製本を行い、所定の期限までに、印刷製本に係る物品を所定の納入場所において発注者に納入するものとし、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

(仕様書の解釈等)

第2条 受注者は、仕様書について疑義を生じたもの又は仕様書に明記されていない事項であっても軽微なものについては、発注者の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内をもって印刷製本を行うものとする。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、監督職員の監督の実施について必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 製造物件又は製造場所に搬入した検査済み製造材料は、これを第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第6条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方（次条「再委託受託者」という。）の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

(再委託受託者に対する監督)

第7条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託受託者に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

(代理人等に関する措置要求)

第8条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人（下請負人は代理人とみなす。以下同じ。）、主任技術者、使用人又は労務者等での契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができ

る。

(請負金額の変更)

第9条 法令の制定若しくは改廃によるもの又は役務の統制額の設定若しくは改訂又は予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議の上、これを変更することができるものとする。

(納入期限の変更等)

第10条 発注者は、その都合により納入期限又は納入場所を変更することができるものとする。

2 前項の規定により納入期限又は納入場所を変更した場合において相当と認めるときは、発注者受注者協議の上、請負金額を増減することができるものとする。

(設備等の調査)

第11条 発注者は、必要と認めるときは、職員を派遣して、受注者の設備、印刷製本の過程その他契約履行の状況を調査することができるものとする。この場合において、受注者は、発注者又は当該職員の指示に従わなければならない。

(検査)

第12条 受注者は、印刷製本を完了したときは、その旨を発注者に通知するものとし、発注者は、これに基づき印刷製本に係る物品の所在地その他適当な場所で検査を行うものとする。

2 発注者は、前項の検査については、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、同項の通知を受理した日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から10日以内（以下「検査期間」という。）に仕様書に指定した方法その他発注者の適当と認める方法によりこれを行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3 発注者は、検査を行うには、あらかじめ、日時を指定して受注者の立会を求めるものとする。この場合において、受注者が立会わないとき、発注者は、単独で、検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。

- 4 受注者は、検査職員の指示に従い、印刷製本に係る物品の検査のために必要な作業をし、かつ、物品の検査場所への運搬その他検査に要する費用を負担するものとする。
- 5 印刷製本に係る物品が不合格となった場合において、受注者が補修をしたときの検査期間は、発注者が受注者から補修を終了した旨の通知を受理した日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から起算する。

（物品の納入）

第13条 受注者は、印刷製本に係る物品が前条の検査に合格したときは、遅滞なく、これを発注者に納入するものとする。

- 2 前項の場合において、発注者がその都合により受注者から納入を受けた物品を直ちに引き取ることができないとき、受注者は発注者が物品を引き取るまでの間、無償でこれを保管するものとし、その責に帰すべき事由による物品の滅失、き損に対し発注者の損害を賠償するものとする。

第14条 発注者は、物品の一部について印刷製本が完了した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の納入を受けることができるものとする。

- 2 前2条の規定は、前項の検査及び納入について準用する。

（請負代金の支払）

第15条 発注者は、物品の納入を受けた後、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から、30日以内（以下「約定期間」という。）に、海上保安庁において、その請負代金を受注者に支払うものとする。

- 2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部に不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付して日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

（遅延利息）

第16条 発注者は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、受注者に対し遅延利息を支払わなければならない。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.7パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞

した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第17条 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は約定期間の日数から差引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ前条の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(納入期限の延伸)

第18条 受注者は、所定の期限までに印刷製本に係る物品を納入することができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び納入可能期日を明示して発注者に納入期限の延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞の理由が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合を除くほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第19条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から物品納入の日までの日数に応じ、請負金額（第9条の規定により発注者が納入を受けた部分があるときは、この部分に対する代金を控除した金額）の年36.5パーセントとする。

2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日までの日数はこれを遅滞日数に算入しないものとする。

(保管責任等)

第20条 受注者は、善良な管理者の注意をもって発注者から交付を受けた物品を保管するものとし、印刷製本を完了して発注者に納入完了するまでの間に、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由によらないで物品が滅失質若しくはき損したときは発注者の決定する方法により弁償するものとする。

2 受注者は、印刷製本により発生した不用の材料並びに発注者から交付を受けた物品で契約の解除等により不用となったものは、遅滞なく、発注者に返還しなければならない。

(担保責任)

第21条 受注者は、印刷製本に係る物品納入後1年以内にその印刷製本についてかじがあることが発見されたときは、発注者の請求により、自己の費用をもってこれを補修し、又はそのかじによって生じた物品の滅失若しくはき損に対して損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第22条 次の各号の1に該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者から解約の申出があったとき。
- 二 受注者が納入期限までに印刷製本に係る物品の納入をしないとき又は納入期限までに物品の納入をする見込がないことが明らかとなるとき。
- 三 受注者が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき。
- 四 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約をした目的を達することができないとき。
- 五 この契約の履行について受注者又はその代理人（下請負人は代理人とみなす。）若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 六 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

2 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若

しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 第1項第1号から第5号及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1項第1号から第2号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

第23条 発注者は前条に定める場合のほか自己の都合により、印刷製本完了前に、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者は、受注者から解約後30日以内に請求があるときは、確証のあるものに限り、解約部分に対する請負代金の10分の1に相当する金額を超えない限度において受注者の損害を賠償するものとする。

2 第10条及び第11条の規定は前項の損害金の支払及びその遅延利息について準用する。この場合において第11条第3項中「100円」とあるのは、「1円」と読み替えるものとする。

(相殺等)

第24条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対して有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行ってもなお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し遅延利息を支払わなければならない。

3 第16条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.7パーセント」とあるのは「年5パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは、「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第25条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保全)

第26条 受注者は、この契約の履行に際し知得した発注者の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(契約外の事項)

第27条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑議又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所
氏 名

受注者 住 所
氏 名

